

ファスト・トラック制度について

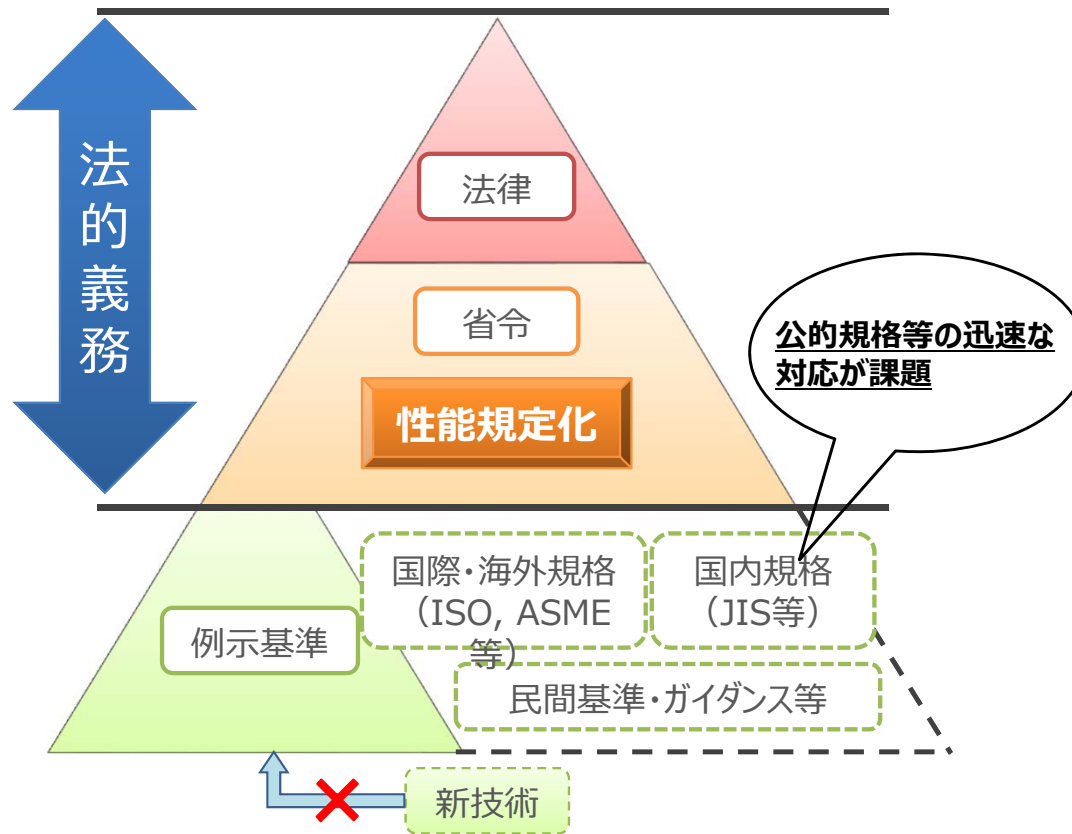
平成27年12月
商務流通保安グループ
高圧ガス保安室

ファスト・トラック制度設立の経緯

- 平成8年法改正において、高圧ガス保安法は基本的な性能規定化は実施済み。本来、参考基準であるはずの例示基準が、仕様規定における技術基準と同様に扱われているのが現状。

⇒民間の創意工夫や新技術に円滑・迅速に対応するために、例示基準化を経ずに、公的規格や民間策定規格等を取り込む制度を検討。

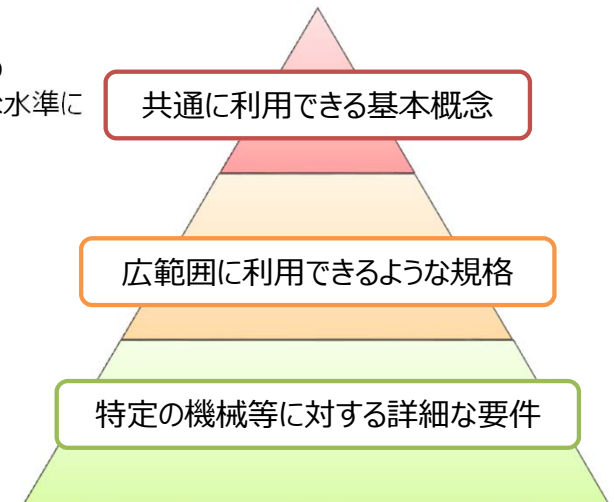
性能規定化の現状



(参考) ISO/IEC ガイド51 (1990策定、2014改定)
(規格に安全面を導入するためのガイドライン)

安全を定義し(※)、安全規格を階層化

- ※
- ✓ 人への危害又は損傷の危険性が、許容可能な水準に押さえられている状態
 - ✓ 受入れ不可能なリスクが存在しないこと



- 階層化により、
 - ✓ 全体の整合性、統一性を持たせることができる
 - ✓ 新しい製品や技術を対象にできる
 - ✓ 新しい安全技術を取り込むことができる

ファスト・トラック制度の考え方

- 高圧ガス法は既に性能規定化しているが、現状は、例示基準が仕様規定における技術基準として扱われているのが現状。
- このため、新技術に円滑・迅速に対応するために、例示基準を経ずに、民間策定規格等を迅速に取り込む制度を構築する必要がある。
- 一方で、例示基準がないと都道府県等が許認可等を判断する際に、参考とする情報が不足する場合があります、その判断が困難となる場合があります。
- このため、都道府県等が専門家の技術的な評価を参考とし、許認可等の判断ができる仕組みにすることが必要。
- 現状既に、例示基準に基づかない許認可等の申請の場合は、高圧ガス保安協会の事前評価を受け、この評価結果を申請書に添付することができることとしており、都道府県はこれを参考に判断ができる仕組みとしている。
- しかし、個別評価が基本であり、グループでの申請や、申請者以外が活用することは出来ず、包括的な制度となっていなかった。
- このため、従前の事前評価システムを拡大し、グループ申請や複数都道府県への提出を可能とし、また、希望に応じてＨＰで公表することにより、申請者以外も評価結果を活用できるようにする。
- 今後、機能性基準の運用の改正等を行い、来年度早々から制度を開始する。

ファスト・トラック制度について

- ・ 例示基準がないと都道府県等の許認可等の判断が困難となる場合がある。
 - ・ このため、**専門家の技術的な評価を踏まえて都道府県等が許認可等を判断できる仕組みを構築**することが重要。
 - ・ 具体的には、従前の**事前評価システム**※を**拡大**し、グループ申請や複数都道府県への提出など**包括的な申請方法を構築**する。
 - ・ また、**希望に応じてHP上で公表**して、申請者以外も活用できるようにする。
- ※ 申請される内容を高圧ガス保安協会が事前に評価し、その評価結果を都道府県等が許認可等の判断の参考とすることができるシステム。

